

令和 6 年度
第 1 回新宿区国民健康保険運営協議会

参考資料

令和 6 年 8 月 31 日
新宿区健康部医療保険年金課

【改正内容】マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みの整備

- マイナ保険証の保有者には、自身の被保険者資格情報を容易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を交付
- マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付
 - ※高齢受給者証の記載情報（負担割合）を含む。
 - ※原則として申請により交付する。
- 現行の健康保険証、短期被保険者証、資格証明書の廃止。
 - ※令和6年12月1日時点で手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、最長1年間使用可能（有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合には、その有効期限まで）。
 - ※新宿区で現在発行済みの健康保険証は、令和7年9月30日まで使用可能。

「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」の参考例について

(参考例) 資格情報のお知らせ (A4型)

資格情報のお知らせ			
		(交付者名) (保険者番号)	
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タケル		
負担割合 (70歳以上のもの記載)	<input checked="" type="radio"/> 割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
※ 70歳以上の場合は、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)			
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。			
<p>- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -</p> 			
<p>マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。</p>			
<p>下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)</p>			
<p>資格情報のお知らせ</p> <p>令和〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)</p> <p>記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 ○割 (70歳以上のもの記載)</p> <p>受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です</p>			

【お知らせする情報】

- ・ 氏名
- ・ 被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名
- ・ 適用開始年月日又は資格取得日、交付年月日
- ・ 有効期限、負担割合、発行期日 (70歳以上の被保険者のみ)
- ・ このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと
- ・ マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認でき、当該情報をダウンロードできること

【交付対象者】

- ・ マイナ保険証を保有している者
(資格確認書が交付された者は除く)
- ・ 新規資格取得時のほか、負担割合の変更時等に更新したものを受け付ける、

「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」の参考例について

(参考例) 資格確認書（カード型）

(表面)		
○ ○ 都道府県 國民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日	
記号	番号 (枝番)	
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		
交付者名	印	
(裏面)		
備考		
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意図を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいづれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【 心臓・肺・肝臓・腎臓・睥臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： 署名年月日： 年 月 日 家族署名(自筆)： 本人署名(自筆)：</p>		

【記載事項】

- ・氏名、性別、生年月日、住所、世帯主氏名
- ・被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名
- ・適用開始年月日又は資格取得日、交付年月日
- ・有効期限、負担割合、発行期日（70歳以上の被保険者のみ）

【交付対象者】

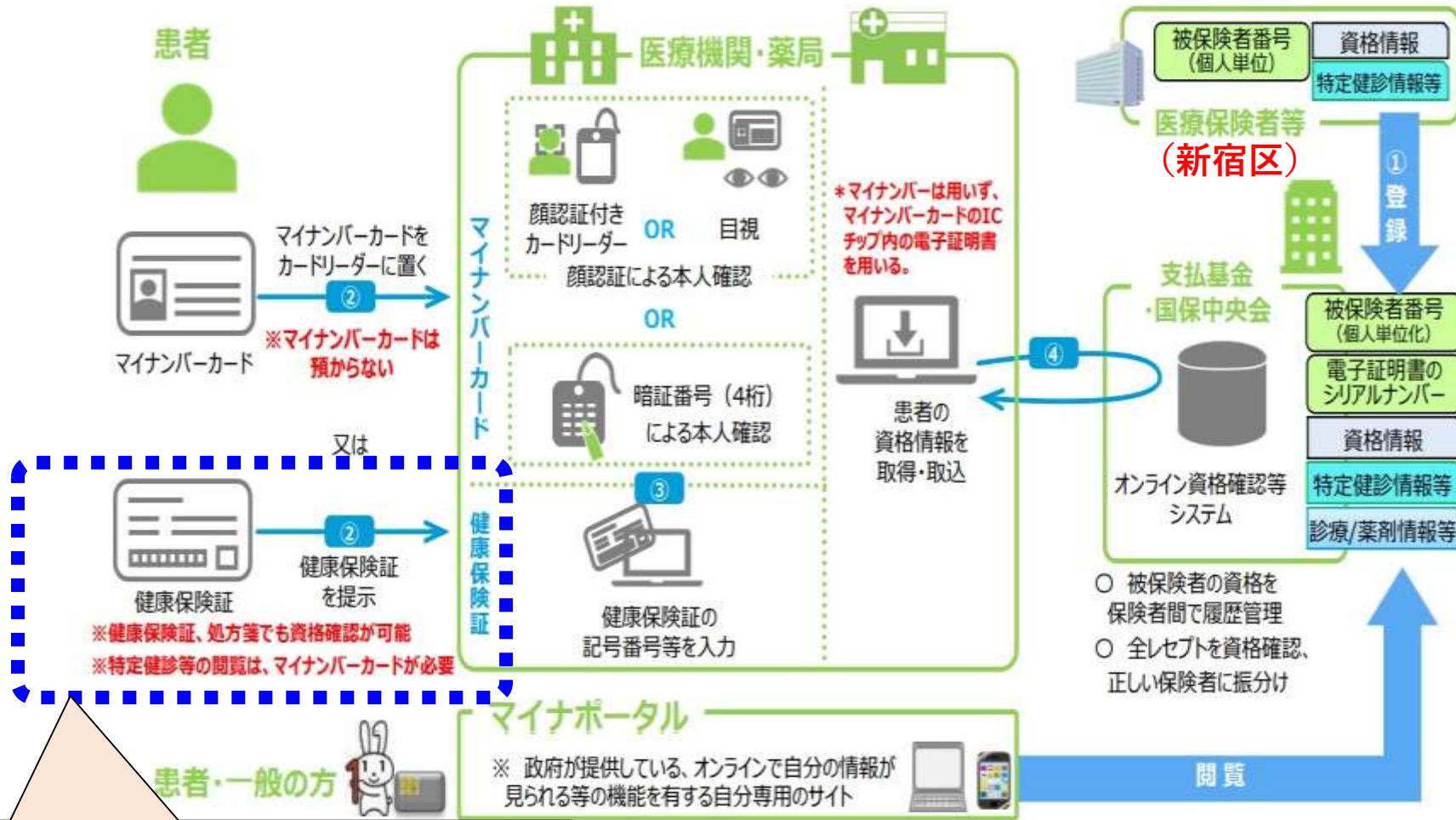
- ・原則、本人の申請に基づき交付する。
- ・ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が職権で交付する。

【有効期間】

- ・5年以内で各保険者が設定する。

マイナ保険証によるオンライン確認について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みは、特定健診や服薬等に関するデータに基づいた適切な医療を受けることが可能となる等の観点から、令和3年10月に導入された。



令和6年12月2日以降は「資格確認書」でもオンライン資格確認が可能となる。

【出典】厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)